

令和元年度 第2回船橋市防災会議議事録

日時：令和2年3月23日（月）午後1時30分～2時20分

場所：市役所9階 第1会議室

事務局（危機管理課 課長補佐）

本日は、お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから「令和元年度第2回船橋市防災会議」を開催いたします。

会議に先立ちましてお知らせががございます。本日の会議は公開となっており、傍聴人は2人でございます。

傍聴人の方をお願いします。先ほどお渡ししました「傍聴について」を良くお読みのうえ、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

次に、本日の会議は、定数45人中27人の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「船橋市防災会議運営要領第2条第2項」の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、船橋市防災会議の会長であります、船橋市長 松戸 徹より、ご挨拶を申し上げます。

会長挨拶（市長）

皆さま、こんにちは。本日は大変お忙しい中、船橋市防災会議にご出席くださいましてありがとうございます。

そして、日頃から皆さま方には防災行政の推進はもとより、市政運営に渡りまして様々な角度から日々ご協力を賜っておりますことを改めてこの場を借りて御礼申し上げます。

今、司会の方から話がありましたが、本題に入る前に新型コロナウイルスの関係について話をさせていただきます。船橋市では国の方で1月30日に対策本部が立ち上げられたことを受けまして、2月3日に市の対策本部を立ち上げました。ただ、市医師会とは1月中に協議を重ねる中で本部を立ち上げた形となり、そうした中、市独自のPCR検査の実施や学校一斉休業に伴う放課後ルームの臨時開設や、マスクにつきましても、在庫がなくなった医療機関に対して市の備蓄を積極的に支援していくなど取り組んでおります。

ご承知の方もいるかと思いますが、2009年に船橋市は新型インフルエンザが関東地域で初めて、市内の中学校で集団発生した経緯がございます。船橋市ではそれ以降、感染症に対して年2回から3回、市医師会の方と定期的に会議を開き、防護服などの備蓄を行う中で、保健所の職員も搬送の時には防護服などの装備が必要だということで、防護服の着用訓練や市内協力病院との実用訓練を重ねてきていまして、今回の新型コロナウイルス対策につきましても、市医師会との連携がスムーズにできており、過去の経験や訓練が生かされていると感じております。

今、この3連休にテレビでも報道されていますが日本全体でなんとなく、緩んだ雰囲気がありますが、まだまだ予断を許さない状況であり、市といたしましても今の状況を冷静に見つめ、船橋市において集団感染等が生じないようにしていくまだまだ大事な時期でございますので、慎重かつ、科学的な知見を可能な限り集めながら対応してまいります。

また、仮に今後、状況が一変した時はこの防災会議にご出席いただいている各関係機関の団体の皆様のお力添えが必要となってまいりますので、後ほど保健所の職員に詳しく説明をさせますが、コロナウィルス対策につきましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、本日の本題に入りますが、昨年の台風15号以降の大規模な風水害が県内外で発生いたしました。船橋市におきましても、停電等の被害があり、今までの地域防災計画については、地震を中心とした大規模な被害を想定しておりましたが、風水害についても検討していく必要があるということで計画案を作成しております。

今日の修正について後ほど、諮問させていただきますとともに、津波避難計画についてもご報告をさせていただきます。今後も災害に強いまちを構築していきたいと考えておりますので、防災会議の委員の皆さま方のお力添えを改めてお願い申し上げます。

事務局（危機管理課 課長補佐）

（はじめに、事務局より、異動等に伴う新委員の紹介と配布資料の確認を行いました。）
それでは、ただ今より船橋市防災会議を始めさせていただきます。船橋市防災会議運営要領第2条第1項により、会長が議長になることが定められておりますので、会長に議事の進行をお願い致します。それでは議長お願いします。

議長（市長）

まず、本日の議題に入る前に次第にはございませんが、本市におけるコロナウィルス対策の現状について保健所理事より説明をさせていただきます。

保健所理事

（保健所理事より本市のコロナウィルス対策の現状の説明を行いました。）

議長（市長）

これより議事に入ります。まず、本日の議題は諮問事項1件、報告事項1件でございます。

はじめに、次第「3. 諮問事項」の議案第1号「船橋市地域防災計画の修正について」事務局より説明願います。

事務局（危機管理課 課長）

危機管理課長の矢島でございます。よろしくお願いいたします。

着席して説明させていただきます。

議案第1号「船橋市地域防災計画の修正について」ご説明させていただく前に、昨年実施いたしました九都県市合同防災訓練の結果について、簡単にご報告をさせていただきます。

9月1日（日）に高瀬町運動広場等で実施した第40回九都県市合同防災訓練には、170団体、約8,000名の方々にご参加をいただきました。また、同日実施した「いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）」には、約72,000人の方々にご参加の事前登録（参加表明）をいただいたところです。

また、九都県市合同防災訓練の一環として、8月24日（土）・25日（日）に防災

備蓄センターで「物資輸送訓練」を、8月25日（日）に市立船橋中学校で「避難所運営訓練」および「避難所宿泊訓練」、市立看護専門学校で「多数遺体取扱訓練」を実施しました。

本市では、31年ぶりの開催となりましたが、関係機関の皆様のご協力をいただき、無事に開催することができました。

委員の皆様におかれましては、ご参加・ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

それでは、議案第1号「船橋市地域防災計画の修正について」ご説明させていただきます。

お手元の資料1-1「船橋市地域防災計画（案）の主な修正について」をご覧ください。

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議が作成する計画とされ、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めるものです。

今回の修正は、平成27年度に修正を行った計画に、平成29・30年度に実施した防災アセスメント調査結果による被害想定変更や、各所管の計画や体制などの更新に伴い実施するものです。

パブリックコメントを令和元年12月16日から令和2年1月15日の期間で実施するとともに、関係機関及び団体の皆さまにも意見をいただきました。本日お示しさせていただくものは、ご意見等を踏まえ、修正を行ったものです。

詳細については、先日本配りしました、「地域防災計画の本編、資料編」にてお目直し頂ければと思いますが、これより主な修正点について、ご説明させていただきます。

改めて、お手元の資料1-1「船橋市地域防災計画（案）の主な修正について」、及び次項の資料1-2「船橋市地域防災計画（案）の主な修正について（新旧対照表）」と合わせてご覧いただくようお願いいたします。

まず、1点目に、平成29・30年度に実施しました、防災アセスメント調査結果による被害想定等の変更をいたしました。新旧対照表のページで申しますと、1ページから3ページとなります。

現行の地域防災計画の前提条件である想定地震は「東京湾北部地震」としておりますが、今回、千葉県と同様に、防災アセスメント調査の想定地震とした「千葉県北西部直下地震」に変更いたしました。これに伴い、想定震度や液状化危険度をはじめ、建物被害やライフラインといった物的被害や、死傷者数や避難者数などの人的被害などの被害量想定を更新しております。

次に新旧対照表の4ページから9ページになります。現行計画で10地域毎にまとめていた防災課題等を、地区別防災カルテ更新と同じ、24地域コミュニティ毎に細分化し、それぞれの防災課題等を修正いたしました。

次に新旧対照表では10ページ、11ページとして追記したのですが、防災アセスメント調査の結果を元に作成した、船橋市地震防災戦略において設定した減災目標と、達成するための減災施策の体系を明記しました。

この中で、目標数値として、10ページに記載がございます「全壊・焼失棟数」を17,310棟から7,360棟にすることや、減災目標を達成するための主な施策をかかげ、「住宅等の耐震化率向上」等、11ページに記載のとおり38の対策を明記することによって、より目標が鮮明になっております。

次に、2点目に、大きな修正となりました災害医療体制の変更でございます。

災害医療体制については、平成29年度から災害医療の専門的な知見を有する方を委員とした船橋市地域災害医療対策会議において協議を重ねて検討してまいりました。その結果従前の災害医療体制から大きな変更があり、その結果を踏まえ地域防災計画に反映したものでございます。

新旧対照表で申しますと、12ページ、13ページになりますが、災害医療対策本部は、災害対策本部の下部組織として形成され、医療機能全般を所管するもので、保健所が運営します。本部長を保健所長とし、災害医療コーディネーターを本部員として新規に位置づけいたします。災害医療対策本部の体制を変更したことにより、超急性期における医療活動分野から、急性期以降の保健活動分野に至るまで災害医療対策本部が統一的に指揮をとることができるようになります。

次に新旧対照表の14ページから19ページになります。まず、14ページ記載の全小学校の避難所等に設置する55か所の応急救護所を、市内の9カ所の災害医療協力病院前に設置することとし、場所の変更に伴い、市民に分かりやすいよう、名称を「病院前救護所」と変更いたしました。

これは、医療従事者の参集体制や医薬品の管理、医療資機材などの医療資源の充実も含めて、より実効性のある計画としたものです。

また、大規模災害時には病院に殺到する傷病者を、病院前でトリアージと軽症者の応急処置を行うことで、病院の機能を守り、充実した医療を提供することも目的となります。

トリアージで中等症者と判定されたらそのまま災害医療協力病院へ収容、治療が開始されます。

重症者と判定された場合は、災害拠点病院への転院を図ることを基本としますが、対応可能な場合は災害医療協力病院にて治療を行うことができます。

なお、過去の災害経験等を踏まえ、病院前救護所の自動設置及び医師の自動参集の基準を、震度5強から震度6弱へと変更しております。

次に、3点目に新旧対照表で申しますと、20ページから22ページですが、災害廃棄物処理計画策定に伴うごみ処理体制等の変更についてでございます。

防災アセスメント調査の結果を元に検討を重ね、令和2年3月に策定した「災害廃棄物処理計画」との齟齬(そご)を修正しております。

次に、4点目に新旧対照表の23ページ、24ページで、多数遺体取扱訓練実施に伴う遺体安置所運営等の変更についてでございます。

今年度、船橋市で行われました九都県市合同防災訓練において、警察・医師・歯科医師・葬祭業者などとともに、初めて多数遺体取扱訓練を実施いたしました。

訓練を通して得た運営方法や、手順等を見直し、修正いたしました。なお、遺体安置所運営マニュアルにつきましては、作成しているところであります。

また、火葬場の想定として、馬込斎場に加え、新たにオープンした「しおかぜホール 茜浜」を追記しております。

次に、5点目といたしまして、新旧対照表の25ページでございますが、令和元年房総半島台風(台風第15号)、及び令和元年東日本台風(台風第19号)の対応を教訓とした、配備体制等の変更をいたしました。

千葉県内で甚大な被害をもたらした、台風15号に伴う大規模停電の被害内容を総則の風水害による被害に、追記するとともに、停電時の電源供給体制の整備について、計画の体系に位置付けました。

また、新旧対照表25ページ、26ページにおいて、台風対応時、全小中学校を避難

所として開設するとなった際、今までの水防準備体制または水防本部体制では対応に苦慮した場面もあったことから、必要に応じ、災害対策本部体制の事務分掌を準用することができるよう、修正をしました。

また、配備時期についても、注意報や警報が発表され、必要と認めたときでは、事前の体制整備が困難であるため、台風直撃のような災害が予想されたときより配備検討できるよう、修正しました。

なお、体制については今後も関係部署とともに、より柔軟かつ確実に対応ができるよう、検討を重ねてまいります。

次に、6点目といたしまして、新旧対照表の27ページから29ページで、「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う発令基準等の変更についてでございます。

平成31年3月29日に、内閣府が「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂したことにより、警戒レベルを用いた避難勧告等の発令基準を精査しました。また、江戸川と長津川については、平成28年3月に策定済でしたが、地域防災計画へ未反映だったため、28ページ、29ページに記載のとおり、新たに追加しております。

レベル表示をあわせ、気象情報等を並べて表示することにより、住民等が情報の意味を直感的に理解できるようになりました。

なお、今後も、発令基準を定めていない河川等についても検討を重ねてまいります。

今回の修正につきましては、先ほどご説明させていただきました「災害医療対策」を令和2年4月1日から施行できるよう、検討を重ねてまいりました。また、令和元年房総半島台風（台風第15号）、及び令和元年東日本台風（台風第19号）による災害対応につきましては、さらなる修正の必要性を感じておりますが、今後、県が行う地域防災計画の修正に抵触しないよう、注視しながら修正してまいります。

次に、お手元の資料1-3「船橋市地域防災計画（案）に対する意見の募集結果について」をご覧ください。

これは、本計画の修正に当たり、令和元年12月16日から令和2年1月15日にかけて実施したパブリックコメントの結果をまとめたものですが、ご意見の提出はございませんでした。

以上でございます。

議長（市長）

ただ今、説明のありましたことについて、各委員の皆様方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

なお、ご発言に際しては、挙手をして、お名前をお願いいたします。

本木委員（船橋市自治会連合協議会会長）

本木です。3点、地域防災計画の修正（案）を見た感想を言わせていただきます。まず、1点目は地区別防災カルテと同様に防災課題等を10区分から24区分に変更していただいたことは、我々市民にとっては分かりやすく良かったです。

2点目は、災害医療対策会議の結果、55か所の応急救護所を廃止し、新たに市内9か所の災害医療協力病院前に病院前救護所を設置する体制となり、私もこの対策会議に参加させていただき賛成ではあるのですが、あの時にご提示させていただいたことをもう一度確認させていただきたいと思います。

55か所の避難所では、けが人がでないのかと言えばそうではない。では、その時にどのように病人の搬送体制をしなければならないのかということ、私たちは考え

ていかなければならないと思います。

そして、3点目ですが、昨年の15号台風で私の記憶であれば、確か報道で28万トンの災害廃棄物が出たと記憶しております。船橋市の可燃ごみが1年間で27万トンくらいだと記憶していますが、私は行革推進会議にも参加させていただいておりました、人口が64万人程度で清掃工場が2施設あるのは贅沢すぎるというご意見もあるのですが、私は危機管理という視点からすれば良かったと思っております。

以上です。ありがとうございました。

事務局（危機管理課 課長）

本木会長からご評価をいただきありがとうございます。また、災害医療の関係につきましても傷病者の搬送等について、地域への説明をしっかりと行い、ご理解をいただけるよう努めてまいります。以上でございます。

議長（市長）

他にございませんでしょうか。無いようですので、それでは、本案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

ありがとうございます。

挙手全員でありますので、本案は承認されました。

次に、次第「4. 報告事項」に移ります。

報告事項「船橋市津波避難計画の改定について」、事務局より説明願います。

事務局（危機管理課 課長）

今年度改定いたしました、船橋市津波避難計画について、ご報告させていただきます。

はじめに、船橋市がこれまでに行ってきた、津波対策についてですが、平成24年8月に内閣府が公表した「南海トラフ巨大地震」の津波浸水想定をもとに、平成26年3月に「津波ハザードマップ」を作成、平成27年6月に「船橋市津波避難計画」を策定いたしました。

このたび、平成30年11月に千葉県が公表した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定、これは想定しうる最大クラスの津波をもとに、令和2年1月に「船橋市津波避難計画」を改定するとともに、2月に「津波ハザードマップ」を作成し全戸配布いたしました。

お手元の資料2-1「船橋市津波避難計画 概要版 ～計画の目的と避難対象地域～」をご覧ください。

まずこの計画は、津波から身を守るための避難計画です。表面、右上に「■本計画で目標とする基本的な考え」として、一つ目、避難対象地域外へ、そして更に高い場所への避難、二つ目、時間に余裕がない時は頑丈な高い建物への垂直避難、三つ目として避難行動をとるのに重要な、市の情報発信などを示しております。

繰り返しになりますが、津波から身を守るために、基本的な行動パターンや、地図を用いながら避難路を示し、安全に避難していただくために策定したのが、「船橋市津波避難計画」です。

続いて、資料2-2「津波避難計画の改定について」をご覧ください。今回の主な改定点をご報告いたします。

まず、「1. 津波浸水想定」についてです。資料の1ページ、2ページをご覧ください。左にある図1-1が、前計画である「南海トラフ巨大地震」の津波浸水想定です。そして、右のページにある図1-2が、改定した計画で、千葉県が公表した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定です。この想定は、4つの最大クラスの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を採用しており、津波浸水想定区域は「拡大」しております。

次に避難の必要がある地域である「避難対象地域」です。3ページ、4ページの表2、図2をご覧ください。橙色(だいたいいろ)の部分が、前計画の避難対象地域、黄色の部分が今回の改定により、新しく追加された避難対象地域です。前計画では、28町丁目を設定していましたが、今回の改定では、津波浸水想定区域の拡大に伴い、31町丁目が増加し、59町丁目を設定しています。

続いて、避難対象地域内の「避難人口」について、5ページ、6ページをご覧ください。前計画では、72,902人、今回の改定により、154,824人となっております。浸水想定区域の拡大により、避難人口は2倍以上となっております。詳細については、6ページの表3をご覧ください。

次に、「4. 避難方向・目標」について、7ページ、8ページをご覧ください。前計画では、図4-1、表4-1にありますように、避難対象地域を3つに分け、避難目標を設定していましたが、津波浸水想定区域の拡大により、避難対象地域を図4-2、表4-2にありますように6つに分けました。また、避難対象地域外までの距離が遠い地域の安全ために、「津波一時避難施設」についても、新たに6つ施設を指定し、合計25施設とし浸水区域の拡大に備えております。詳細は、9ページ、10ページの表5-1、5-2、図5をご覧ください。

以上のように、津波浸水想定区域が拡大したことにより、「避難行動のパターン」についても、変更しております。地域ごとの詳細な避難路等については、「船橋市津波避難計画」の36ページ以降の「資料1 船橋市津波避難マップ(地区別)」に示しておりますので、活用していただければと考えております。

以上が船橋市津波避難計画の改定の説明になります。

今後は、対象地域の住民の方や事業者を対象とした説明会等を通じて、わかりやすく知識の普及や啓発に努め、自助共助による自立した避難行動の醸成(じょうせい)を図る取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(市長)

ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

無いようでございますので、次に、次第「5. その他」に移ります。

「令和2年度船橋市総合防災訓練の開催日程について」、事務局より説明願います。

事務局（危機管理課 課長）

令和2年度船橋市総合防災訓練の開催日程についてでございます。

例年、船橋市総合防災訓練は9月1日が防災の日であり、多くの市民の方が参加しやすいように、8月の最終日曜日に開催しておりました。

市民の方はじめ、多くの方々に認知され、現在に至っておりますが、近年、夏の暑さが災害級となり、参加されている市民の方からのアンケートにおいても、開催時期の変更を求める声が年々強くなってきており、平成30年度総合防災訓練では、熱中症とみられる救急搬送が3件も発生したため、訓練の開催時期について見直しを図りました。

開催候補日につきましては、令和元年9月26日（木）に自治会連合協議会防災部会において、総合防災訓練の日程を議題として協議していただき、11月末から12月上旬であれば、町会・自治会としては受け入れやすく、市として決定すれば、その日程で協力していただけるとのご意見をいただきました。

これを受けて、船橋市教育委員会（学校教育部長、学務課長、指導課長、保健体育課長）と日程調整したところ、11月の最終日曜日という案が出されました。

小・中学校校長研修会においても経緯を説明し、承認を得られましたので、令和2年度船橋市総合防災訓練については、令和2年11月29日（日）に開催予定とさせていただきます。

なお、令和2年度総合防災訓練の実施内容につきましては、令和2年度第1回の防災会議において、諮問事項としてお諮りする次第でございます。

以上でございます。

議長（市長）

ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

無いようでございますので、本日の会議の次第については以上とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議を頂き、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局へ戻します。

事務局（危機管理課 課長補佐）

ご審議ありがとうございました。以上をもちまして令和元年度第2回船橋市防災会議を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして散会いたします。